

板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱

(平成 22 年 12 月 15 日区長決定)

(設置)

第 1 条 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱第 3 条第 2 項により、板橋区地域保健福祉計画を、総合的かつ効果的に推進していくことを目的として、板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に問題提起及び提言を行うことができるものとする。

- (1) 板橋区地域保健福祉計画の実施状況の把握、点検、及び見直しに関すること。
- (2) 板橋区地域保健福祉計画の策定に伴う検討、協議に関すること。
- (3) 地域保健福祉に関する様々な問題提起や具体的提案に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が適当と認めた事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する 16 名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 区民公募委員
- (5) その他区長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会の設置等)

第6条 協議会には、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は会長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 部会には専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、会長が指名する。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から任命の日以降最初に策定する板橋区地域保健福祉計画の決定の日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(オンライン出席)

第9条 委員及び専門委員は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって板橋区地域保健福祉計画推進協議会の会議又は第6条により設置する部会の会議に出席することができる。

(会議の公開)

第10条 協議会及び部会の会議の公開にあたっては、「板橋区区民参加推進規程」第7条の規定による。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年12月15日から施行する。
- 2 板橋区地域保健福祉計画策定協議会設置要綱（平成20年7月2日区長決定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は平成 26 年 7 月 30 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。